

令和6年7月13日

保護者の皆様（全生徒数配布）

世田谷区立桜木中学校  
PTA会長 高槻 恵子

## PTA行事保険加入のお知らせ

日頃より、PTA活動にご理解ご協力いただき、まことにありがとうございます。

さて、桜木中学校では毎年、お預かりしているPTA会費で、PTA行事保険（PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険・児童生徒賠償保険）に加入しています。契約内容についてお知らせいたしますのでご確認ください。

### 【保険内容について】

- ① 掛け金は、PTA会費より支払います。
- ② 『PTA傷害保険』は、生徒全員とPTA会員（父母会員・教職員）が対象です。  
PTA主催・共催行事参加中、または参加のため会場と自宅との往復中、事故によるケガ・死亡に対する補償が受けられます。
- ③ 『PTA賠償責任保険』は、PTA行事において、管理・運営に過失や不備があり、第三者にケガをさせたり、物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負ったときに補償されます。（PTA会員、および未加入の方も対象です。）
- ④ 『児童生徒賠償保険』は、PTA管理下、管理下外を問わず、日本国内において、PTAの生徒の行為に起因して、被保険者以外の第三者にケガをさせたり、物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負ったときに補償されます。（生徒全員が対象です。）

※以下は、保険金が支払われない主な場合

- ・学校管理下での事故。学校管理下での事故は、学校側の責任が問われる場合があり、生徒のみの責任とならない場合があります。生徒が法律上の賠償責任を負った場合が、補償の対象となります。
- ・スポーツ中の事故（同じスポーツをプレー中の者に対する事故）は賠償責任が発生しないことがあります。補償の対象とならないことがあります。

⑤ 保険請求が必要になられた際は、こちらまでご連絡ください。

お問い合わせ先：sakuragipta@gmail.com

→裏面もご覧ください。